

定期預金規定(メールオーダー用)

1. 定義

- (1) 定期預金(メールオーダー型)(以下、「この預金」といいます。)は、郵送(メールオーダー)により口座作成される定期預金で、新規に普通預金(メールオーダー型)と同時に作成される預金です。
- (2) この預金は、「スーパー定期(自動継続方式)」、「大口定期預金(自動継続方式)」、「100万円上限定期預金(ミリオくん)」、「スーパー定期(自動継続方式・インターネット専用)」、「大口定期預金(自動継続方式・インターネット専用)」もしくは「100万円上限定期預金(ミリオくん)(インターネット専用)」のいずれかの定期預金を選択いただけます。
- (3) この預金のうち、(インターネット専用)の商品に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。

2. 自動継続

- (1) この預金は当行所定の方法に基づき通帳記載の満期日にその預金額に応じて、前回と同一期間の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、当行所定の書式により、届出の印章により押印して、通帳とともに当店に提出して下さい。

3. 預金の支払時期

この預金は、振込みによる金銭が、当行の指定した預金口座に入金された日付で作成いたします。ただし、申込書記載の金額に満たない場合は預金お預入れとはみなしません。

4. 証券類の受け入れ

手形、小切手、配当金領収証その他有価証券等のお預かりはいたしません。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続後の継続日)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(継続後の預金については第2条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって計算します。
- (2) この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定されたところに従い、解約時に元金と利息とともにお客さま名義の当行普通預金口座へ入金することにより支払います。
- (3) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期日前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の割引率の適用は、当行が定めた日からとします。

期日前解約利率

解約日時点で の預入期間	当初の預入期間		
	3年未満	3年	3年超5年以下
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率		
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×30%
2年以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×40%
3年以上4年未満			約定利率×50%
4年以上5年未満			約定利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. 預金の解約

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の書式にて、届出の印章により押印して、通帳とともに取引店(本店)に提出して下さい。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻しを行いません。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ⑤ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に虚偽が明らかになった場合

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合
A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業
E. 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
F. その他前各号に準ずる者
- ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合
A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
E. その他前各号に準ずる行為

7. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店(本店)に届け出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (4) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出て下さい。

8. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店(本店)に届け出て下さい。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店(本店)に届け出て下さい。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店(本店)に届け出て下さい。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店(本店)に届け出て下さい。
- (5) 前4項届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 盗難通帳による払戻し等

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - A 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - B 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもつづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもつづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

11. 譲渡、買入れの禁止

- (1) この預金および通帳は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合には同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するうえ、通帳に届出の印章を押印して直ちに当行に提出して下さい。
 - ② 前項により相殺される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - ⑤ 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、利率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。
 - ③ 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - ④ 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は預金者が第6条(4)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条(4)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14. 規定の改定

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、その他の必要性が生じた場合には、改定されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改定内容を記載して告知します。

以上

